

第 5 回行財政改革推進本部会議の概要

- 1 日 時 平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日 (水) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 5 時 5 0 分
- 2 場 所 本庁 (3 階) F 会議室
- 3 出席者 井上町長、荒木助役、江上助役、築地収入役、道津教育長 外 2 3 名
- 4 議 題
使用料・手数料の見直しについて (承認)
民間委託推進ガイドラインについて (承認)
- 5 報 告
当面の予算編成について (粗案)

6 会議内容

(1) 本部長 (町長) あいさつ

- ・行財政改革に限らず、各課長にあっては、私の指示を待つことなく、所管課としての意見や方針案を自ら固めて、私のところに持ってきてほしい。それをもって私が決断していくつもりである。トップダウンだけでなくボトムアップも必要だ。
- ・改革の推進に当たっては、会計年度 (主義) の考え方は捨ててほしい。実施が決まれば年度途中からでも、たとえば 6 月とか、9 月からでも実施するようにしてほしい。
- ・職員 (部下) との意思の疎通を大切にしていきたい。皆さんも、たとえば、民間で励行されている「課内ミーティング」を積極的に取り入れるべきだ。それも頻度をあげて、1 日 1 回の朝礼等などの工夫をお願いしたい。

(2) 議題

使用料・手数料の見直しについて

財政課長

- ・1 0 月 1 6 日付けで審議会から答申を受けた。
- ・答申では「使用料・手数料の見直しに関する基本方針 (案)」が了承され、「使用料、手数料のコスト調べ (改定案)」の新料金による改定は妥当との結論が出されている。
- ・今後、1 2 月定例会に改正条例議案を上程、可決し、来年 4 月からの料金改定を目指していく。所管課にあっては、それぞれ内容精査のうえ、議案作成や関係団体との協議を進めてほしい。
- ・また、今回の審議対象外の使用料、たとえば農林水産の産業振興施設等にあっても、この基本方針に沿った形で併行して見直しをお願いしたい。
「使用料・手数料の見直し (案) の概要について」で説明

事務局

- ・新料金の具体的な算定を説明する。
「使用料、手数料のコスト調べ（改定案）」で事例説明
- ・各課で答申を踏まえた現行料金の精査を行ってほしい。実務的には、課内で新料金を確定した後、議案作成に入ることになる。特に、使用料の改正条例は、各課がそれぞれ単独議案を議会に提出するのではなく、財政課で取りまとめて一括条例方式で議案化していきたい（複数の類似の改正条例を1本の条例にまとめる手法。手数料条例は元々1本）。

農林課長

- ・使用料のコスト計算において、人件費や物件費のほか、建物の減価償却費も加算されるようだが、減価償却が終わっている施設はどうすべきか。

事務局

- ・建物の減価償却費については、一定の計算（取得価格×0.9×償却率÷建物の総貸出面積）を行い、施設の維持コストに加算しているが、残存価格がゼロの場合は加算は行わない。

農林課長

- ・審議対象の中にも料金引下げになるものが見られるが、農林関係の審議対象外の使用料について農林課で独自に試算したところ、実際のコストを相当上回って使用料を取り過ぎている施設があった。基本方針（案）においては、激変緩和措置として、料金の引上げ、引下げもそれぞれ50%までを限度としている。引上げ幅については町民負担を考慮し納得もいくが、取り過ぎについては一気に引下げ（是正）を行うべきと思うがどうか。

事務局

- ・コスト計算上、たとえば修繕を行う年度が重なればコスト増と出る。3年置きに料金を見直すにしても、今回一挙に引下げを行うと、次の3年後にはコスト高で逆に引上げとなる場合も想定され、その都度条例改正を伴うことを考慮すれば、引下げの場合でも、ある程度安定させたいとの主旨で下限を設けている。

監理課長

- ・奈良尾漁港ターミナルビル使用料の引下げ答申がなされているが、いかがなものか。同施設は県有施設であり、現在、町が指定管理者として代行管理を行い、修繕料は県が負担することになっている。したがって、町の支出がないため、本来計上すべき修繕料がコスト算入されず、現行料金がコストを上回る算定結果となったものと推測する。今後、町に移管された場合、修繕料が町負担となることも想定すれば、今回の引下げは慎重に扱うべきものとする。
- ・奈良尾温泉センター使用料は、現行料金から入湯税を差引いた額と算定料金との比較がなされている。しかしながら、入湯税が泉源の維持や観光振興にも使われると云った目的税の性格を考慮すれば、現行料金に入湯税も含めて比較すべきものとする。

また、入湯税に関し、「しんうおのめ温泉荘」との取扱いの差違についても、この際整理すべきかと思うがどうか。

副本部長（江上助役）

- ・引下げ分については、個別に精査する必要もあるので検討事項としたい。
11月8日付で、引下げ幅の50%（下限率）を撤廃する旨通知済み。

総務課長

- ・課内で今、「情報公開手数料」の創設の是非を議論している（今回の導入は考えていないが）。職員が相当な時間を対応に費やしているのは事実であり、時津町では取り入れているようである。現在、コピー代などの実費はいただいているが、それ以外に事務手数料をとるべきかどうかである。

副本部長（江上助役）

- ・行政の透明性の問題とも絡むし、今後の課題として事例（時津）を研究してみたい。

民間委託推進ガイドラインについて

総務課長

- ・前回の素案、そして本日、他団体の事例を添付したガイドライン案を配付したが、皆さんの意見を踏まえて内容を確定したいと思う。
- ・なお、行革大綱では、取組項目の進行管理は、所管課が責任をもって行うこととされており、複数課にまたがるものは本部扱いということになっている。当本部でガイドラインの決定をみれば、民間委託等の推進については、総務課が窓口となって関係課と具体的な推進計画を作っていく作業の流れを予定している。

副本部長（江上助役）

- ・意見も無いので了承されたものとする。

(3) 報告

当面の予算編成について（粗案）

財政課長

- ・平成19年度の当初予算編成に向けた準備を進めており、今年は、予算編成方針策定時に予算説明会を開催する予定である。
- ・財政課としては、財政健全化計画、今年と来年（19年度）を集中取組期間と位置付けており、引き続き、物件費のシーリング枠（予算要求上限）、普通建設事業費の起債枠、一般財源枠は堅持することになっている。
- ・一方で、地域経済の沈滞化、それに伴う税収の落ち込みといった現実にも直面しており、このまま行革のみを推し進めて、地域振興には一切目もくれないと云った態度では済まされないものと考えている。
- ・そこで、臨時的経費については、19年度からソフト事業分として、特に雇用

- や新企業の創出に繋がる事業のための「戦略的・重点化枠」を、可能な範囲で設けて政策経費の重点配分に努める（補助事業を優先する）。
- ・ハード事業についても、長期総合計画に計上されている普通建設事業で、将来的に大きな波及効果が期待できるものに限定して特別枠(起債枠)を用意する。ただし、その採択は極めて例外、限定的なものとするべきと考えており、今のところ「しんうおのめ温泉荘改築事業」のみとなる可能性が高い。
 - ・経常的経費については、現在、職員で対応している草刈り作業が来年以降の職員数の減少から困難になることを考慮し、草刈り委託料を一定範囲まで復元することを検討している。
- また、公共施設の修繕料についても、現在進めている使用料手数料の改定状況をみながら、予算要求を認めることとしたい。
- ・平成20年度予算における経常的経費について、行革インセンティブ予算方式の導入を検討している。各課の18年度の行革への取組実績（歳入増、歳出削減）を評価しながら、それに応じて、一定額をシーリング枠に上積みする配分方式を考えている。

担当理事

- ・平成20年度予算のことを、この時期に、皆さんに予告する意味を十分認識してほしい。行革、たとえば、滞納徴収や使用料改定など収入確保で頑張った課、施設の統廃合など歳出削減で頑張った課、こうした努力に報いるため、旅費、消耗品等を少しでも厚めに配分する仕組みをつくりたいと思っている。
- ・平成19年度からやればと思われるが、行革実績の把握ができていない。17年度の行革の取り組みは途中からであり、実質スタートは今年からである。したがって、18年度の今、行革にスパートをかけてもらう意味を込めて予告することにした。頑張らない課は、要求しても予算は増えないと認識してほしい。

本部長（町長）

- ・国や県の補助事業をうまく活用してほしい。県に支援をお願いに行った時に、『話を持ちかけてもカネがないから無理だ』と断られたと云った話を県の担当者から聞くことがある。
- ・多少補助要件に合わないからと云って、担当一人の判断で断るケースもあるのだろうが、相談次第では要件そのものを県が柔軟に解釈適用してくれる場合があることを職員には伝えてほしい。
- ・特に、宝くじコミュニティー事業や県の9割補助支援（21世紀まちづくり）などを十分活用するためにも事業の掘り起こしをお願いする。